

東京大学特定評価性資産基金内規

平成30年5月17日

総長 裁定

改正 令和6年5月23日

(設置)

第1条 東京大学基金規則第4条の規定に基づき、個人からの評価性資産による寄附を拡充し、もって本学における教育研究活動及び社会連携活動の充実のため、特定基金として東京大学特定評価性資産基金（以下「特定評価性資産基金」という。）を置く。

(用途)

第2条 特定評価性資産基金の用途は、前条の目的を達成するため、国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務のうち、東京大学基金規則第3条第1項第1号から第8号までに掲げる業務に充てることとし、他の業務に使用してはならない。

(基金の構成)

第3条 特定評価性資産基金は、個人である寄附者が特定評価性資産基金に組み入れることを指定した財産（土地、有価証券等の評価性資産に限る。以下同じ。）及びその運用益等をもって構成する。

(運営委員会)

第4条 特定評価性資産基金に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、ディベロップメントオフィスの長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 財務を担当する理事
- (2) 産学協創推進本部長
- (3) その他委員長が必要と認める者

5 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 特定評価性資産基金に係る財産の組入れに関すること。
- (2) 特定評価性資産基金に組み入れた財産及び運用益等の用途に関すること。
- (3) その他特定評価性資産基金の管理及び運営に係る重要事項に関すること。

(財産の組入決定)

第5条 特定評価性資産基金に係る財産の組入決定は、運営委員会の議を経て、総長が行う。

(基金明細書)

第6条 特定評価性資産基金については、当該基金に組み入れた財産の種類、寄附者の当該財産の取得価額、当該財産の寄附の時における価額及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始日から5年間保存する。

(事業年度)

第7条 特定評価性資産基金の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第8条 特定評価性資産基金の事務は、本部渉外課が処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、特定評価性資産基金の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成30年5月17日から実施し、平成30年4月1日以後に受け入れた寄附について適用する。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和6年6月1日から実施する。